

知っていますか？あなたの煙のこと

受動喫煙の防止にご協力をお願いします

「喫煙」「喫煙場所設置」の際は、周囲への配慮を

副流煙には喫煙者が吸い込む煙に比べ、
数倍もの有害物質が含まれています。

※ 副流煙にはたばこの先から出る煙と
喫煙者が吐き出す煙の2種類があります。

タバコの害

たばこの煙には約5300種類の
化学物質が、その中には
約70種類の発がん性物質が
含まれています。

- ・ニコチン
- ・一酸化炭素
- ・アンモニア
- ・発がん性物質
など

受動喫煙とは

他人の喫煙による
たばこの煙にさらされること

喫煙時の配慮は、健康増進法に定められています

喫煙者のみなさま

喫煙の際は受動喫煙が生じること
のないよう周囲の状況に配慮を
お願いします。

施設管理者のみなさま

喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙が
生じることのない場所とするように
配慮をお願いします。

喫煙者及び施設管理者が、法規則に違反し改善がみられない場合は、罰則(過料)が科せられます。

※喫煙には、加熱式たばこも含まれます。(IQOS、PloomTECH、glo等)



兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例

① 学校、病院をはじめ多数の人が出入りする空間は禁煙です

- 学校・児童福祉施設、病院・診療所、官公庁施設等は**敷地内禁煙**です。
 - その他の施設は**建物内禁煙**です。
 - 屋外であっても、建物の出入口やバス・タクシー乗り場など、人通りが多い場所や人が集まる場所については、吸殻入れを設置しないなど、対策が必要です。
- ※ 要件を満たせば喫煙所を設置できる場合があります。



② 特に健康影響を受けやすい20歳未満・妊娠中の方を受動喫煙から守りましょう

プライベート空間における取組のお願い

住居内、自動車内であっても、20歳未満・妊娠中の方がいる場合は喫煙しないでください。

屋外における取組のお願い

県条例では、次の場所における喫煙を禁止しています。

- 20歳未満の方が通学路として使用している場所
- 祭りなどイベント会場において、20歳未満・妊娠中の方がいる場所付近

20歳未満・妊娠中の方へお願い

- 喫煙区域に立ち入らないでください。
- 妊娠中の方は、喫煙をしないでください。



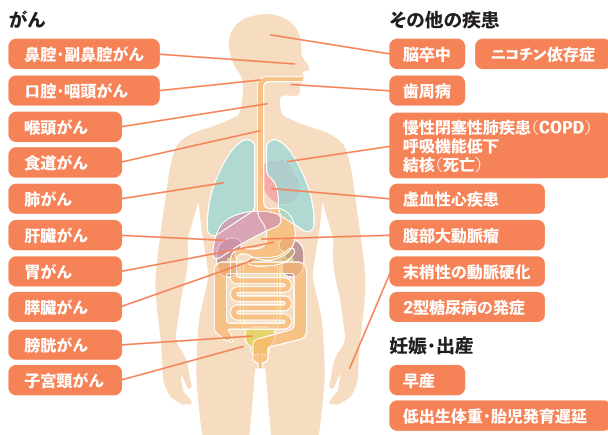
また、神戸市では「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」により、路上喫煙をしないよう努めなければなりません。

たばこの健康影響

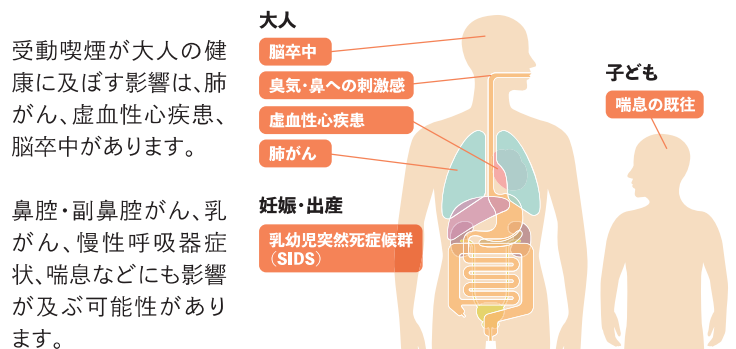
日本人の年間死亡者は、喫煙によって**約13万人**
受動喫煙によって**約1万5千人**と推計されている。
(肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中による死亡)

受動喫煙による肺がんリスクは
約1.3倍になることが分かっている。

たばこを吸っている本人はこんな病気になりやすくなる



受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる



(出典:厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」)

神戸市HP [受動喫煙の防止について](http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html) もご覧ください ▶ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>



受動喫煙防止対策に
関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053